

四日市市告示第585号

四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年11月20日

四日市市長 森 智広

四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱の一部を改正する要綱

四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱（平成25年四日市市告示第520号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(返還金の額等) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の利息相当額は、第2項及び前項の規定により算定した各期の過納金に相当する額に、各期の納付の日の翌日を起算日とし、支出を決定した日を終期として <u>民法に定める法定利率</u> を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、納付した日が明らかでない場合は、各期の納期限の翌日を起算日として算出する。 5 (略)	(返還金の額等) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の利息相当額は、第2項及び前項の規定により算定した各期の過納金に相当する額に、各期の納付の日の翌日を起算日とし、支出を決定した日を終期として <u>年5パーセントの割合</u> を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、納付した日が明らかでない場合は、各期の納期限の翌日を起算日として算出する。 5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された固定資産税等に係る過納金に対する利息相当額については、この要綱による改正後の四日市市固定資産税等過納金返還支払要綱第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

固定資産税等を納付した日が明らかでない場合において、施行日前に各期の納期限が到来している固定資産税等に係る過納金に対する利息相当額についても同様とする。

(財政経営部資産税課)